

第1回宮代町介護予防・日常生活支援総合事業説明会における質問及び回答

| | 質問事項 | 回答内容 |
|---|---|---|
| 1 | 介護予防通所介護相当サービスと通所型サービスAは、同じ場所、同じ時間にサービスを提供してもよいか | 提供可能である。その場合、必ずしも場所をわける(パーティションで仕切るなど)必要はないが、プログラム内容を区別するなど、それぞれの処遇に影響がないように配慮する必要がある。 |
| 2 | 通所型サービスの提供時間はどれくらいと考えるのか | 3時間以上を基本とし、2時間以上3時間未満のサービス提供も可能とする。 |
| 3 | 訪問型サービスAにおける「一定の研修は」は、いつ、どのような形で行うのか また、宮代町の研修を受ければ、他市町でも訪問型サービスAの従事者と認められるか | 平成28年度中に町が直接あるいは委託により行う予定である。 宮代町の認定ヘルパー養成研修は宮代町の認定ヘルパーを養成するために町が独自に定めたものである。他市町で認められるかについては、それぞれの市町村に確認する必要がある。 |
| 4 | 介護予防通所介護相当サービスと通所型サービスAを実施する場合の利用者の送迎は一緒によいか？別々に行わなければならないか？ | 業務に支障が無ければ、一緒に問題ない。 |
| 5 | 事業対象者が現行相当サービスや訪問型サービスA、通所型サービスAを利用する場合、ケアプランは作成する必要があるか | 事業対象者が現行相当サービスや訪問型サービスA、通所型サービスAを利用する場合はケアプランの作成が必要である。 |
| 6 | サービスAの単価については自治体によって様々であるが、宮代町では月額報酬とするのか、1回あたりの報酬とするのか | 1回あたりの単価とする予定である。 |